

平成21年度以降の資金管理業務にかかる自動車所有者・ユーザー理解活動の基本方針(案)

1. 平成16年度から平成20年度までの活動

本財団は、自動車リサイクル制度発足前から平成20年度までの5年間、自動車所有者・ユーザーの自動車リサイクル制度に対する認知度を高めることが、自動車リサイクル料金のスムーズな預託につながるものとして、行政機関、日本自動車工業会や各種団体などとともに、主として様々なマス媒体を用いた広報活動に取り組んできた。この認知度を高めることに力点を置いた取り組みにより、多くの自動車所有者・ユーザーが自動車リサイクル制度を認知することになり、大きな混乱もなく整齊と預託を推進することができた。なお、毎年度実施してきた調査では各年度とも90%を超える認知度であった。

2. 平成21年度以降の基本方針

平成20年度までの活動は認知度を高めることに力点を置いた取り組みであったが、平成21年度以降の活動は、自動車リサイクル制度の理解を深めていただくことに力点を移し、

- ① 自動車リサイクル制度の現状をユーザー目線で実態確認するために、ユーザーの声に能動的に耳を傾けるための広聴活動
 - ・自動車所有者・ユーザーへの理解度調査 など
- ② 自動車リサイクル制度の理解を深めていただくために各種の情報を発信する活動とともに、広聴活動により得られた課題に対応するための広報活動
 - ・ホームページの改善、マスコミへの情報発信 など
- ③ 自動車リサイクル制度全般について、学生・生徒・児童はじめユーザー周辺などの明確な対象の方々に、更なる理解の深化を目的として計画的に啓発する教育活動
 - ・体験型学習の実施スキーム構築、学校教育関連機関への情報提供 など

の各活動により、自動車所有者・ユーザーの目線で、自動車リサイクルの状況、自動車リサイクル料金の使われ方、および自動車リサイクル制度と自動車所有者・ユーザーとの関わり方などの理解を深めていただくものとする。

以上